

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案概要 (諮問)

第151回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案（案）（諮問）

1. 改正趣旨

労働安全衛生法に基づく免許試験を受けようとする者は、試験を実施する指定試験機関に対して、労働安全衛生法関係手数料令に定められる試験手数料を納付することとされている。

本年10月、安全衛生分科会の決定により平成24年2月22日より設置・検討が開始された「安全衛生関係指定制度運営評価会議」において、受験者の利便性向上のため、①都心の交通の便の良い試験会場の確保及び②オンライン申請の導入に伴うシステム開発について盛り込んだ、指定試験機関における次期3か年の運営計画が承認された。これによって指定試験機関の支出が今後増大する見込みであるため、2のとおり免許試験に係る手数料の額を見直すこととする。

※ なお、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士の試験手数料及び登録手数料については、事業者による化学物質の自律的な管理を基軸とする化学物質規制への見直しについて令和5年4月1日及び令和6年4月1日にそれぞれ施行時期を迎えることから、化学物質管理専門家等の担い手である労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士の育成の障害とならないよう、手数料の引上げを見送ることとする。

2. 改正内容

見直し後の労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料

学科試験	8,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	14,000円
移動式クレーン運転士	14,000円
揚貨装置運転士	14,000円
普通ボイラー溶接士	24,000円
特別ボイラー溶接士	28,000円

【ご参考】現行手数料

学科試験	6,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	11,100円
移動式クレーン運転士	11,100円
揚貨装置運転士	11,100円
普通ボイラー溶接士	18,900円
特別ボイラー溶接士	21,800円

3. 施行期日等

公布日：令和5年1月（予定）

施行期日：令和5年4月1日

※経過措置の規定により、令和5年4月1日以降に受験申請の受付が開始される試験について適用されることとなる